

広島県教育委員会規則第五号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一広島県立大柿高等学校の項中

大君分校	定時制	全日制	普通科	普通科	昼夜	江田島市大柿町	江田島市大柿町
------	-----	-----	-----	-----	----	---------	---------

を

	全日制	普通科	江田島市大柿町
--	-----	-----	---------

に改め、同表広島県立竹

原高等学校の項中

定時制	全日制	普通科	商業科	普通科	夜
-----	-----	-----	-----	-----	---

を

全日制	普通科	商業科
-----	-----	-----

に改め、同表広島県立庄原格致高等学校の項中

高野山分校	全日制	全日制	普通科	普通科	庄原市高野町	庄原市三日市町
-------	-----	-----	-----	-----	--------	---------

を

	全日制	普通科	庄原市三日市町
--	-----	-----	---------

に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。